自治体法律相談等業務に関する
よくある質問とその回答

2025年１月

天馬法律事務所

Ｑ１　「自治体法律相談等業務」とはどういうサービスですか？

Ａ１　「自治体法律相談等業務」は、**地方公共団体（主に市町村）向けの“アウトリーチ型”のサービス**です。

地方公共団体（自治体）の業務は専門性や複雑さを増しており、自治体の規模にかかわらず、住民訴訟のリスク等を常に意識して事務処理を行わなければなりません。

自治体が法的リスク等を適切に踏まえて事務執行を行うためには、「何かが起こってしまったとき」ではなく、「何かが起こる前に」「日常的に」法の専門家である弁護士に相談をすることが大切になっています。

この「自治体法律相談等業務」サービスは、自治体が弁護士に気軽に相談をできるようにするため、従来のような“弁護士が事務所で自治体からの相談を待つ”という形ではなく、“弁護士が自治体の庁舎まで赴き、職員等が気軽に相談をできるようにする”ことを目的とするサービスです。

具体的には、**①弁護士が、指定日に自治体の庁舎まで赴いて、その自治体職員から職務上の法律相談等を受ける「在庁相談」と、②弁護士が、指定日に弁護士事務所等において、その自治体の業務を優先的に処理する「オンライン等相談」を組み合わせて、自治体のニーズに沿う形で弁護士が法律相談に応じることがメインの業務となります。**

Ｑ２　どうしてこのようなサービスを始めたのですか？

Ａ２　任期付職員としての経験から、**自治体の規模の大小にかかわらず、自治体が気軽に弁護士を使い、法令に基づく行政をより推進していくことが、自治体（職員）にとっても市民にとっても大きなメリットになる**と感じたからです。

私は、人口10万人規模の市役所において、弁護士資格を有する職員（自治体内弁護士職員）として５年間執務を行ってきました。

相談の大小・難易は様々でしたが、立ち話的な形での相談も含めると、１日当たり３～12件程度、月に40回～120回程度（※）の法律相談を受けてきました。また、他にも、研修講師や各種協議会の委員、行政不服審査法に基づく審理員など多種多様の業務を行ってきました。

その経験の中で感じられたことは、私が受けた法律相談の多くは、仮に人口が数千人規模の町であったとしても同じように生じうる問題や悩みであったということです。

率直に申し上げれば、規模の大きい自治体であれば、弁護士資格を有する常勤職員を採用し、弁護士が常駐する方が望ましいと思います。しかしながら、自治体内で任期付職員をやってみようと思う弁護士の数は極めて限られており、特に地方に所在する自治体が弁護士資格を有する職員を確保することは極めて困難であるのが実情です。

そもそも、小規模の自治体（町村等）にとっては、常勤の弁護士を１名採用するということ自体が、財政面等から躊躇するところがあると思われます。

このことから、**自治体の所在場所や規模の大小にかかわらず、弁護士を気軽に使ってもらいたい**という観点から、このようなサービスを開始しました。

（※）法律相談の件数は、同一案件であっても別日に２回面談等を行った場合には、２回とカウントしています。

Ｑ３　どのような相談が多いですか？

Ａ３　自治体内弁護士職員としての経験も踏まえれば、①公文書開示請求や保有個人情報開示請求への対応、②法令の条文解釈、③要綱・ガイドラインの制定や契約書の作成等に関する相談、④事故対応や市民対応（クレーム処理等）に関する相談が割合的には多いです。他には、債権管理関係（履行延期の特約等）、公有財産関係、知的財産権関係、相続関係（税関係等）、法制執務関係の相談も多いです。

上記のうち、特に①公文書開示請求・保有個人情報開示請求関係については、散発的に発生する業務ではありますが、判例等を踏まえた分析・考察等が必要となる場合があるうえに、不開示理由の書き方等にも気を配る必要があるため、慎重に対応することが重要です。そのため、適宜助言を行いながら、担当課の職員のサポートを行っています。

また、③契約書の作成等については、文言の修正等の形式的な面はもちろんのこと、事業等の具体的な内容やスケジュールを聴き取りながら、担当課職員と協働する形で進めています。

このような「困ったときの法律相談」に限らず、新たな制度を構築したり、既存の制度を改善したりしようとする際に法的な見地から助言を求められるケースも多く、**いわゆる政策法務的な観点からの役割も高く期待されている**と感じます。

さらには、上記のような法律相談以外でも、各種計画づくり等において客観的な意見を採り入れたいという際に、法的な観点に限らない広い視野での意見を求められることもあります。また、複数の課に関係する業務について、各課の間を取り持つ形で調整を行うということもあります。

法律相談はもちろんのこと、自治体の職員が職務上有する悩みを解決したり、個々の職員がスムーズに業務を行うことができるようにするためのサポートをしたりする役割も担っていると感じています。

Ｑ４　具体的な相談の流れ（業務の内容）を教えてください。

Ａ４　①通常の相談案件の場合と②相談内容が軽易なものである場合により異なります。

(1) ①通常の相談案件の場合

まず、相談を希望する原課の担当者において、「法律相談シート」という所定の用紙に事案の概要や自治体の対応方針等を記入していただき、（原則として）課長決裁を経ていただきます。

決裁の後、法律相談シートと関係資料を、庁内メール、チャットツール等によりお送りいただきます（登庁日の前日までに送っていただくとスムーズです。）。

弁護士がお送りいただいた資料等に目を通した後に、面談を実施します（基本的には**当日中に**面談をする運びとなります。）。この面談は、基本的には１回で終わることが多いですが、事案が複雑であったり別に調査が必要であったりする場合には複数回行います。ただし、内線電話等による簡単な打合せにより解決することができる場合には、面談を実施しない場合もあります。

面談の実施後、回答内容が複雑な場合や原課が希望する場合には、弁護士が回答内容をまとめた書面を作成し、原課の担当者に送付しています。

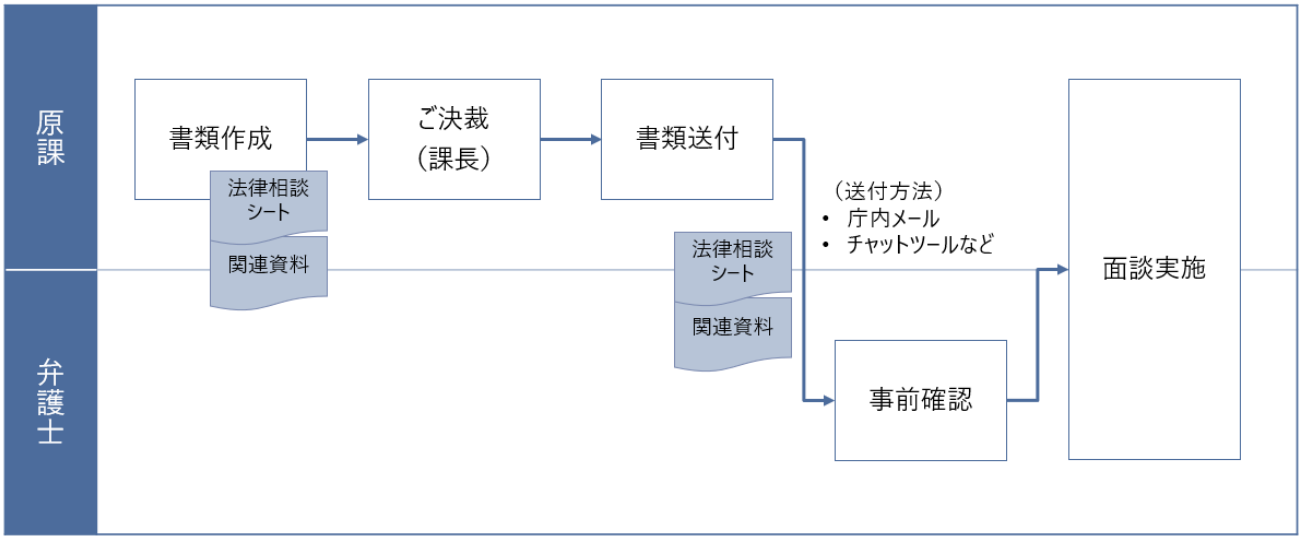

ご相談の流れ（通常の相談案件）

なお、緊急の相談案件等であり、法律相談シートを作成する余裕がない場合には、事後にシートを作成していただくなど、柔軟に対応しています。

(2) ②相談内容が軽易なものである場合

相談内容が軽易なものとは、次のような相談が該当します。

・特に調査を要しない相談（単純な契約書の条文解釈など）
・相続関係の相談
・定型的な相談（契約書案の校正、開示請求等の対応に関する相談など）

このような事前の調査を特に要しない相談等については、原則として、担当係長の判断で、関係書類（例えば、契約書、相続関係図、開示請求書や決定書案）だけをご準備いただいたうえで、庁内メール、チャットツール又は内線でお問合せをいただき、面談等を実施する流れとなります。

(3) オンライン等相談の活用

このような説明を行うと、弁護士の業務の中心は「面談」であると思われるかもしれません。しかし、実際には、面談前に行う資料確認や調査、あるいは契約書の確認・修正など、机上で行う作業に要する時間の方が多いのが実情です。

このようなことから、オンライン等相談の日を有効に活用することを推奨しており、机上で行うことができる作業はできるだけオンライン等相談の日に行うために、事前のご準備をお願いしております。

Ｑ５　どうして原則として「法律相談シート」を作成しなければならないのですか。

Ａ５　法律相談を円滑に行うという目的もありますが、それ以上に、弁護士に相談する前にもう一度問題点や考え方を整理してもらい、職員の成長につなげていただくために作成していただくものだと考えています。

自治体内弁護士職員としての経験を踏まえれば、「弁護士に聞けば正解を教えてもらえる」という発想になりやすく、よく自分で考えないままに法律相談を申し込む職員も見受けられます。

しかし、それでは、その職員は答えをもらっただけであり、その問題に直面したことによって何ら成長していないことになります。

問題を認識し、それについて考察を加え、一応自分なりの答えを考え出し、それと弁護士の考え方を対照してみるという過程を経ることにより、職員は論理的な思考力が鍛えられ、公務員として成長していくものだと考えます。

したがって、弁護士に相談する前に、自らの問題意識やその考えを文字にしてみることにより、このような思考過程を実践してもらいたいという思いで、「法律相談シート」を作成していただくことを原則としています。

なお、緊急性がある場合や相談内容が軽易なものである場合等については、業務上の便宜を考えて「法律相談シート」の作成を要しないこともあります（Ａ４を参照）。

Ｑ６　顧問弁護士との違いは何ですか？

Ａ６　大きく３つの違いがあります。

(1) スピーディーな相談

顧問弁護士に相談をする場合、相談に必要な書類を作成したり資料を収集したりした後に、顧問弁護士のスケジュールを調整するため、顧問弁護士の都合によっては、相談のタイミングが先延ばしになってしまうことがあります。

「自治体法律相談等業務」では、**その自治体の業務のみを処理する日（在庁相談）やその自治体の業務を優先して処理する日（オンライン相談）が設けられているため、予想外に相談日が先延ばしになることがありません。特に在庁相談の日においては、検討に時間を要する案件を除けば、原則としてその日のうちに相談をする運びとなります。**

(2) 自治体職員の時間コストの短縮

顧問弁護士に相談をする場合、通常は、担当課の課長や係長、担当職員など複数名が遠方にある弁護士の事務所まで移動し、相談を受けることが多いと思います。

この「自治体法律相談等業務」では、在庁相談では弁護士が庁舎内にいますし、オンライン等相談の場合でも移動をする必要がないため、**相談をするために要する時間を大幅に削減することができます。特に、オンラインでない場合でも移動時間がかからない点は、自治体職員にとってメリットがとても大きいでしょう。**

また、担当職員から希望がある場合には、おおよその助言内容をまとめた書面（メモ）を作成してお渡ししますので、相談結果をまとめる時間等も削減できると思われます。

(3) 気軽さ（何でも・何回でも聞ける！）

顧問弁護士に相談をする場合、事故案件や訴訟になる可能性がある案件など、重大事案の相談が中心となる傾向にあると思います。しかも、顧問弁護士の場合には相談時間の制約もあり、同じ事案について何度も確認するということは難しいでしょう。

「自治体法律相談等業務」の場合は、弁護士が自治体の庁舎内にいることから、条文の単純な解釈や新規要綱制定における文言に関する助言など**「弁護士に時間を取ってもらうような相談ではないな…」とか「遠方の弁護士事務所に行くほどの相談内容ではないかな…」というような事案でも、気軽に弁護士に相談しやすくなります。**また、クレーム対応のマニュアル制定等といった全庁的な指針を策定する際などにも、**何度でも確認できる**といった利点があります。

職員に身近な存在として、相談内容の幅が広がり、納得がいくまで何回でも気兼ねなく質問等ができることから、自治体の職員が自信をもって業務を行いやすくなると考えられます。

Ｑ７　当自治体は既に顧問弁護士と契約をしているため、そちらの顔を潰すわけにはいかないのですが…。

Ａ７　基本的には、この「自治体法律相談等業務」を利用することについては、顧問弁護士にとってもメリットが大きいと思われます。

自治体内弁護士職員としての経験を踏まえると、訴訟代理人として依頼する弁護士（顧問弁護士等）を別にお願いしている自治体においては、自治体内弁護士職員が「訴訟になる可能性があるな」と判断した事案については、事案概要や経緯等のとりまとめ、関係資料の収集、法的見解の整理等を行った上で、依頼先の弁護士（顧問弁護士等）と協議を行うことになります。依頼先の弁護士（顧問弁護士等）にとっては、争いが顕在化する前の早い段階で、必要な書類等が揃っている状態で相談を受けることができることになりますから、基本的には処理が行いやすくなるものと思われます。

なお、顧問弁護士と別に契約をしている自治体側から見れば、２つの異なる事務所から見解を聴取することができることになることから、特に重要な案件などの慎重な検討が必要なケースでは、有用であると思われます。

実際に、私が自治体内弁護士職員として勤務していた自治体においても、顧問弁護士は別にお願いしており、「自治体内弁護士職員は日常的な法律相談を担当し、顧問弁護士は主に訴訟対応を行う」という棲み分けを行って、それぞれの役割を果たしていました。

Ｑ８　自治体から出向している職員も相談をして良いのでしょうか。

Ａ８　自治体から出向している職員であっても、出向先が公共的な団体（一部事務組合、社協等）である場合には、派遣元自治体の「自治体法律相談等業務」のサービス内で相談をお受けしています。ただし、派遣元自治体と出向先の利害が対立する可能性のある案件はお受けできません。

Ｑ９　訴訟等の弁護士費用は含まれますか？

Ａ９　この「自治体法律相談等業務」は、自治体の庁舎内等で弁護士がその自治体の相談を受けることを目的としていることから、**弁護士が代理人となって行う業務（交渉業務、訴訟事務等）は含まれておりません。**

したがって、訴訟等について依頼をする場合には、別に契約を締結していただく必要があります。

「自治体法律相談等業務」は、あくまで自治体の職員に対して法的助言をすることを内容とするものです。したがって、弁護士が自治体の代理人となって対外的な活動をすることは予定されておりません。

仮に弁護士が交渉、調停、訴訟等において代理人として活動を行う場合には、別途委任契約を締結していただくことになります。例えば、特定の市民のクレームに対して弁護士が直接対応することを希望する場合には、それについて委任契約を締結することが必要です。

Q10　「自治体法律相談等業務」の範囲内で、市の委員会・協議会等の委員やアドバイザーもお願いできますか。

A10　どのような会議体であるかによって異なります。

①自治体の職員のみで構成される協議会・検討会等において、アドバイザーとしての立場で参加する場合

「自治体法律相談等業務」の範囲内でお受けできますので、積極的にご活用ください（追加の費用等は不要です。）。

②外部有識者等で構成される委員会等において、委員としての立場で参加する場合

ア　客観的な立場で判断を行う組織の委員（例・個人情報保護審査会や第三者検討委員会の委員）

→お受けできません（自治体のために助言をするという立場と反するため）。

イ　市に対する助言等を行う組織の委員等（例・空家対策推進委員会の委員）

→お受けすることはできますが、他の委員等と同様に、別に委嘱等が必要です（他の委員と同様の報酬等をお支払いいただきます。）。

Q11　「自治体法律相談等業務」を依頼する場合、料金はどのようになっていますか。

A11　在庁相談とオンライン相談の組合せ日数により異なりますが、おおむね次のような料金でお受けしております（いずれも１月当たり）。

・在庁相談２日・オンライン等相談２日　24万円（税別）
・在庁相談２日・オンライン等相談０日　16万円（税別）
・在庁相談１日・オンライン等相談２日　17万円（税別）
・在庁相談１日・オンライン等相談０日　９万円（税別）

在庁相談の時間は原則として７時間（午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで）であり、オンライン相談の時間は事務所の営業時間（午前９時30分～午後５時30分）に準拠します。

なお、上記金額には、事務所から自治体庁舎までの旅費（往復）及びオンライン等相談に要する諸経費（水道光熱費、通信料、印刷費等）が含まれています。

Q12　A11で記載されている金額は、高額すぎませんか？

A12　弁護士の拘束時間や諸経費を考慮すれば、妥当な金額であると考えております。

「自治体法律相談等業務」では、ほぼ１日中弁護士はその業務に従事することとなり、具体的には、在庁相談においては午前９時から午後５時まで（＋庁舎までの往復の時間）、また、オンライン等相談の時間においてはおおむね８時間の拘束時間となります。在庁

相談の委託料は１日当たり７～９万円程度、オンライン等相談の委託料は１日当たり４万円程度となっていますから、弁護士の拘束時間に照らしても、上記金額は妥当な金額であると考えております。

なお、「自治体法律相談等業務」の場合には、事務所から自治体の庁舎までの旅費については委託料に含まれているものとして計算しますので、その点でも自治体に有利な価格設定となっております。

この「自治体法律相談等業務」は、中長期的・継続的に自治体の法律問題の解決に関与していくという観点から、自治体にとって利用しやすい料金体系になるように努めているところです。

Q13　職員に対する研修を行ってもらえますか？

A13　職員に対する研修にも対応しています。

準備時間も含めて研修を「自治体法律相談等業務」の時間中に実施する場合には、無償で研修をお受けいたします。準備又は研修本番を「自治体法律相談等業務」の時間外で行う場合には、一定の金額をお支払いいただいて実施いたします（なお、通常の研修講師としての報酬基準の半額程度でお受けしています。）。

Q14　年度の途中からでも依頼することができますか。

A14　新規の申込みに関しては、年度の途中からのご依頼も受け付けております。

Q15　年度の途中で委託契約を解除することができますか。

A15　解除すること自体は可能です。ただし、委託者都合による解除となることから、業務委託契約書又は当事務所報酬規程の定めるところにより、違約金をお支払いいただく必要があります。

Q16　「自治体法律相談等業務」を委託する場合において、自治体側が用意する必要がある物品等がありますか。

A16　主なものは次のとおりです。

【在庁相談】

○必ずご準備いただきたいもの

・駐車スペース
・机と椅子
・パソコン等を使用するための電源
・内線電話（専用の内線番号）
・打合せのためのスペース（弁護士専用のスペースである必要はありませんが、第三者に漏れ聞こえることがないような場所である必要があります。）

※なお、個室である必要はありません。

○自治体の方針等によってご準備いただく必要があるもの
・業務用パソコン（弁護士が所有するパソコンを使用して執務することももちろん可能ですが、自治体の個人情報保護方針等によってはパソコンを御準備いただくことも考えられます。）
・パソコン用モニター（弁護士が所有するモニターを用いることも可能です。）

【オンライン等相談】

○必ずご準備いただきたいもの
・文書データを円滑にやり取りするための適当な連絡手段（LoGoチャット等）

Q17　庁舎内等では、どのようにお呼びすれば良いでしょうか。

A17　可能な限り、「先生」ではなく、「さん」でお呼びいただくこととしています。

「先生」という呼称でお呼びいただくと弁護士と職員との間の心理的距離を生じさせる可能性があるため、職員が気軽に法律相談を行いづらくなるおそれがあります。

そのため、「自治体法律相談等業務」においては、「さん」でお呼びいただくことを原則としています。

Q18　法的な観点から定期的にアドバイスをもらいたいと考えていますが、小規模自治体であり、特定の日に一定数の相談があるかどうかは分かりません。在庁するのではなく、いつでも相談を受けてもらえるような制度はないでしょうか。

A18　そのような場合には、顧問契約にて相談をお受けします。ただし、「自治体法律相談等業務」と十分に比較検討することをお勧めいたします。

「顧問契約」の場合、自治体が相談を希望する度に申込みを受け付け、その都度打合せ日程等を調整し、弁護士の事務所にて面談等を実施することになります。この方法の場合には、全ての職員が弁護士に定期的に相談できる環境にあるとは言えないため、相談内容が限られる（主として、訴訟となる可能性のある相談案件などに集中してしまう）傾向が強いと思われます。

しかし、**実際の自治体の業務に係る法律相談（自治体職員の悩み）の多くは、条文解釈、開示請求対応や契約書の作成・修正、市民（苦情）対応など、「多分こうだとは思う（こうしたい）けれども、自信がないから弁護士に確認したい…」という内容のものです。**

「自治体法律相談等業務」は、このような“個々の職員が抱えているモヤモヤ”を解消し、自信をもって業務に当たってもらうという観点から、弁護士が自治体の庁舎に赴くことによって、職員にとって法律相談を行いやすい環境を整えるという効果があります。

いかに小規模な自治体でも、契約書・協定書の作成や開示請求の対応等はあると思われますので、月１日程度でも弁護士が在庁する方がよろしいのではないかとは思います。そのため、「自治体法律相談等業務」と「顧問契約」のいずれが良いのかについては、十分に検討していただければと考えております。

Q19　「自治体法律相談等業務」と「顧問契約」は併用できますか。

A19　双方ともお受けすることも可能です。また、「自治体法律相談等業務」のオプションとして、緊急時の電話相談対応等も行うことができますので、そちらもご検討ください。

Q20　定期的な法律相談ではなく、案件ごとに相談することはできますか。

A20　もちろん可能です（30分当たり5,500円）。なお、相談時間を効率的に使用するため、事案の概要をまとめたペーパーをあらかじめお送りいただいた場合には、事前に目を通したうえで相談をお受けすることも可能ですので、御活用ください。